

山梨県公報

第二千三百四十六号

平成二十五年

八月十五日

木曜日

目次

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五五
土地改良区役員の退任及び就任	五四五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	五四七
公共測量の実施(四件)	五四九
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施	五四九
開発行為に関する工事の完了について	五五〇
公安委員会	五五〇
落札者等の決定について	五五〇
一般競争入札について	五五〇

公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十五年八月六日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人富士山麓観光まちづくり研究所
 - 代表者の氏名 岸野 正美
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町河口三百六十一番地一
 - 定款に記載された目的
- この法人は、地域の観光資源を活用し地域住民が主体となった観光まちづくりの

三 縦覧期間 平成二十五年八月七日から同年十月六日まで

実現を図るため、地域住民はじめ観光まちづくりに関心や参画の意思を有する人びと及び団体に対して、観光まちづくりに関する知識・手法の学習機会提供、情報提供、提言、活動支援、交流の場づくり等に関する事業を行うとともに、観光まちづくりに係る調査研究、企画立案、新規事業の創造等の事業を行うことにより、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを推進し、地域住民の生きがいを創出するとともに広く地域社会の発展に寄与することを目的とする。

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、差出堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十五年八月十五日

一 退任 山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	内田 平作	山梨市万力一七八〇番地	平成二十五年五月二十三日
理事	山内 岩男	笛吹市石和町松本五三七番地	同
理事	市川 善紀	同 春日居町別田四四七番地	同
理事	中村 勝正	山梨市万力一一二二番地	同
理事	三枝 邦守	同 七三番地	同
理事	代永 洋	同 九六九番地一	同
理事	鎮目 勇夫	同 正徳寺五六二番地	同
理事	長田武比古	同 落合八四番地	同
理事	五味 邦秀	同 四五五番地一	同
理事	関口良太郎	同 上岩下五二五番地	同

同	杉原 正芳	同	桜井町七五四番地	同
同	飯室 道男	同	笛吹市石和町松本七二八番地	同
監事	依田 強	同	甲府市横根町三〇五番地	同
同	飯島 正順	同	笛吹市春日居町熊野堂 二四七番地	同
同	深沢 一利	同	山梨市山根一〇八番地	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 秋山建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市秋山二千三百九十九番地
 - 3 代表者の氏名 奈良田伸一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二二）第九五六七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 地建工業株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三千三百八十六番地
- 3 代表者の氏名 松村公二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二二）第九三八四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 東日本通産株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町二千四百四十一番地
 - 3 代表者の氏名 松木廣光
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二四）第一五九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 石井電機株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市大倉五百五十六番地

- 3 代表者の氏名 岩岡輝雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第三〇五一号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 リッケン株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上今井町二千五百四十二番地五
 - 3 代表者の氏名 龍田信一郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第九一八五号
- 四 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 高野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市つる一丁目五番六号
 - 3 代表者の氏名 高野達也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八〇一一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山坂興業
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町折居七百七十番地一
 - 3 代表者の氏名 山坂久
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第五八七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社田中重建
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千百六十六番地
 - 3 代表者の氏名 田中泉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第四八一二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年七月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 嶋津建築興業
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町五千五百五十一番地
 - 3 代表者の氏名 嶋津幸長
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第二二三〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年七月二十四日付けで身延町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 作業期間 平成二十五年八月一日から平成二十六年二月二十八日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡身延町の一部

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年八月五日付けで南部町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 作業期間 平成二十五年八月五日から平成二十六年一月三十一日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町の一部

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年八月六日付けで西桂町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 作業期間 平成二十五年六月四日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 南都留郡西桂町の一部

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年八月六日付けで富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 作業期間 平成二十五年七月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成二十五年八月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 意見の聴取を行う日時 平成二十五年八月二十二日 午後二時
- 二 意見の聴取を行う場所 中央市下河東六百二十番地 中央市立玉穂総合会館二階多目的ホール一
- 三 許可しようとする建築物の計画内容

- 1 建築物の位置 中央市下河東字八反田千三百三十八番一、千三百四十五番一、千五百四番一、三千十二番一、中央市下河東字平田宮千七百十番一、中央市下河東字天神木千三十八番二、千四十六番一、中央市下河東字若宮千七十五番一、千七十五番六、千百四十五番三、中央市若宮十五番一、十五番一、中央市井之口字村西三百

- 四十一番二、中巨摩郡昭和町上河東字宝田九百八十五番一（第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域）
- 2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第三項の規定による許可に係る自動車車庫（鉄骨造三階建て床面積一万四百七十七・八八平方メートル）の増築

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十五年八月十五日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 山梨県知事 横 内 正 明
 南都留郡山中湖村山中字北島八六五の五の一部、八六五の一六、八六五の一七、八六五の七八〇及び八六五の七八一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市德行一丁目二番十八号 株式会社オギノ 代表取締役 荻野 寛二

公安委員会

● 落札者等の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十五年八月十五日

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
 山梨県警察本部長 真 家 悟
 地図ライセンス 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
 平成二十五年七月四日
- 四 落札者の氏名及び住所
 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
 三千六百七十二万二千七百円
- 六 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
 平成二十五年五月二十三日

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十五年八月十五日

- 一 一般競争入札に付する事項
 山梨県警察本部長 真 家 悟
- 1 借入物品等の名称及び数量
 ログ管理・運用管理ソフトウェア等 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで
- 4 借入場所
 山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合に於ては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合に於ては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年八月三十日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年九月二十五日（水）午後三時 山梨県庁県民会館三〇二会議室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年九月二十四日（火）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければな

らない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年九月十日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

6 本契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の物品の借入れを受ける契約とする。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に「二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set

2 Date and time for tender

3:00PM September 25, 2013

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-235-2121